

個人商店等緊急支援金事業による貸付金の返済据置期間の延長について

1 趣旨

コロナ禍第3波にかかる緊急事態宣言の再度の発出は、地域経済に再び大きな影響を与え、とりわけ、個人商店等においては経営等が一層厳しい状況となりました。

明石市商店街連合会や明石飲食業組合など、個人商店等を中心とする市内の各種団体からも支援の要望を受けているところです。

市では、「高齢者・障害者サポート利用券」や「あかし3割おトク商品券」などの地域経済対策や、「ウイズコロナいっしょにがんばろう応援金」で飲食店を中心とした支援策を実施してきたところでありますが、事業者などの厳しい状況を踏まえ、昨年4月より実施した個人商店等緊急支援金事業の返済据置期間を当初予定していた12か月から18か月に延長することとします。

2 事業の概要

- ① 対象／1店舗の賃借料が50万円以下の事業者
- ② 融資限度額／50万円以内。ただし、2店舗以上の場合は100万円以内
- ③ 利率等／無利子、無担保
- ④ 償還／36か月以内

3 今回の変更点

返済に際し、据置期間を12か月から18か月とします

4 貸付の状況

- ① 融資件数／585件
- ② 融資総額／1億7956万6000円